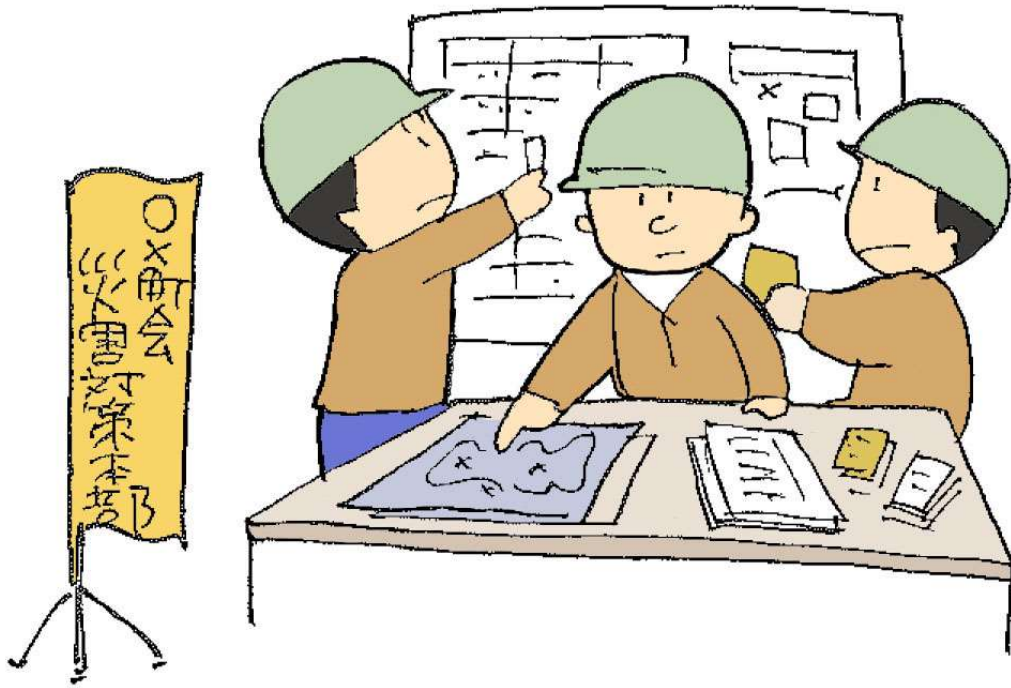


地区防災計画作成マニュアル



令和3年6月

東根市

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1 「地区防災計画」作成基本方針等 | 2 |
| 2 計画作成に際しての留意事項 | 3 |
| 3 地区防災計画提案の方法 | 4 |
| 4 地区防災計画の見直し | 5 |
| 5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援 | 5 |
| 地区防災計画の作成行程（例） | 6 |
| 地区防災計画提案書様式 | 7 |
| 市民の皆さんの協力と連携のお願い | 8 |
| 付録資料 | |

・地区防災計画（例）



はじめに



【阪神・淡路大震災】

地区民総出の消火活動のようす

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町

村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することをできる仕組み（計画提案）を定めています。

これらのことを踏まえ、市では、それぞれの地区の特性を踏まえた自主・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することをも目的として「地区防災計画作成マニュアル」を定めました。



【東日本大震災】

炊出し場所で雪が降る中、カップ麺に注ぐお湯をもらいに来た子ども

地区防災計画のポイント

○ 地区防災計画は地区居住者等が取り組むことです。

「行政から住民へ」防災の担い手の幅を広げ、小さなことでも良いので、住民主体で何かに取り組むこと、それが地区防災計画です。行政はそのお手伝いをします。

○ 地区防災計画は計画書を作ることはありません。

計画書やマニュアルなど書類を作ることが目的ではなく、住民の視点、地区の特徴を活かした活動を実践的に進めることが、地区防災計画です。

○ 地区防災計画はどの地区でも一緒ではありません。

「お隣では避難所開設訓練をしているからうちでも・・・」ではなく、自分の地区の特徴を活かして、自分の地区にしかない

○ 地区防災訓練は一度きりで終わりではありません。

地区防災計画とは、一度何かを実践して終わりではなく、「計画→実施→ふりかえり」を繰り返して、改善を重ねながら継続していくものです

1 地区防災計画作成の基本方針等

(1) 「地区防災計画」は地区居住者等からの提案を基本とします。

災害対策基本法第2条の2（基本理念）第2号では「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること」、同法42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる」と規定されています。

市では、地区防災計画が「自助」、「共助」を中心とした地区居住者等の自発的な防災活動に関する計画であることを鑑み、その案は地区居住者等において自主的な作成を基本とし、市の防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地区の防災力の向上を図ることを目指します。

(2) 「地区防災計画」は町内会等の地区コミュニティ活動の実績が認められる範囲を対象とします。

「地区防災計画」が対象とする範囲については、災害対策基本法に定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行われている町内会、商店街などの一定のまとまりのある範囲を対象とします。

(3) 「地区防災計画」に定める標準的な項目

「地区防災計画」は、周囲の環境、組織の規模やコミュニティの成熟等によって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目や内容について記載した「地区防災計画（例）」を参考資料として本マニュアルに添付しておりますが、決まった書式、様式はありません。地区に応じた地区防災計画を作成してください。

・「地区防災計画」に定める主な項目（例）は以下のとおりです。

- ① 地区防災計画の作成趣旨、目的などの基本方針
- ② 策定主体の種別、地区、規模、構成員
- ③ 地区の特性、予想される災害
- ④ 「平常時」の取組、「災害時（非常時）」の取組
- ⑤ 要配慮者（避難行動要支援者）の支援の取組
- ⑥ 具体的な防災対策
- ⑦ 防災マップ（視覚的に地区特性を把握するため）
- ⑧ 地区防災計画作成後の訓練実施の考え方



2 地区防災計画作成に際しての留意事項

(1) 多様な主体や世代の参加による計画の作成

当該地区に関係する住民や民間企業などの多様な主体や世代の参加のもとで地区防災計画を作成しましょう。

(2) 「自助」、「共助」の仕組みづくり

当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作りましょう。

(3) 実践的な計画づくり

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画としましょう。

ア 災害を知る

自分が住んでいる地区で起こり得る災害について、前兆や避難の方法を確認しましょう

イ 地区を知る

災害危険箇所や脆弱な施設等を把握したうえで防災マップを作成し、要配慮者（避難行動要支援者）対策や避難する場所まで経路等を決めましょう。

ウ 知識を活かす

自主防災組織等の活動などで得た、防災・減災対策の知識を活かし、災害時に実行しましょう。

「防災まち歩き」の実施

防災まち歩きは、実際に自分の住む地区を歩き、地区内の自然、施設、人、災害時に危険なところなどを記録する作業のことです。

集めた特性、例えば避難経路や避難所、安全な箇所、危険な箇所、要配慮者の状況などを確認しながら歩きます。今まで気づかなかった視点、生の情報を得ることができます。

情報は、地図に記載したり、写真を撮影したりして、資料として保管し防災マップに盛り込みましょう。



(4) 地区防災計画の作成スケジュールについて

効率よく地区防災計画を作成するために、作成行程（スケジュール）をつくりましょう。

※ 「地区防災計画の作成行程例」については6ページを参照

(5) 行政等からの参考意見

行政の出前講座等からの意見も活用しながら計画を作成しましょう。

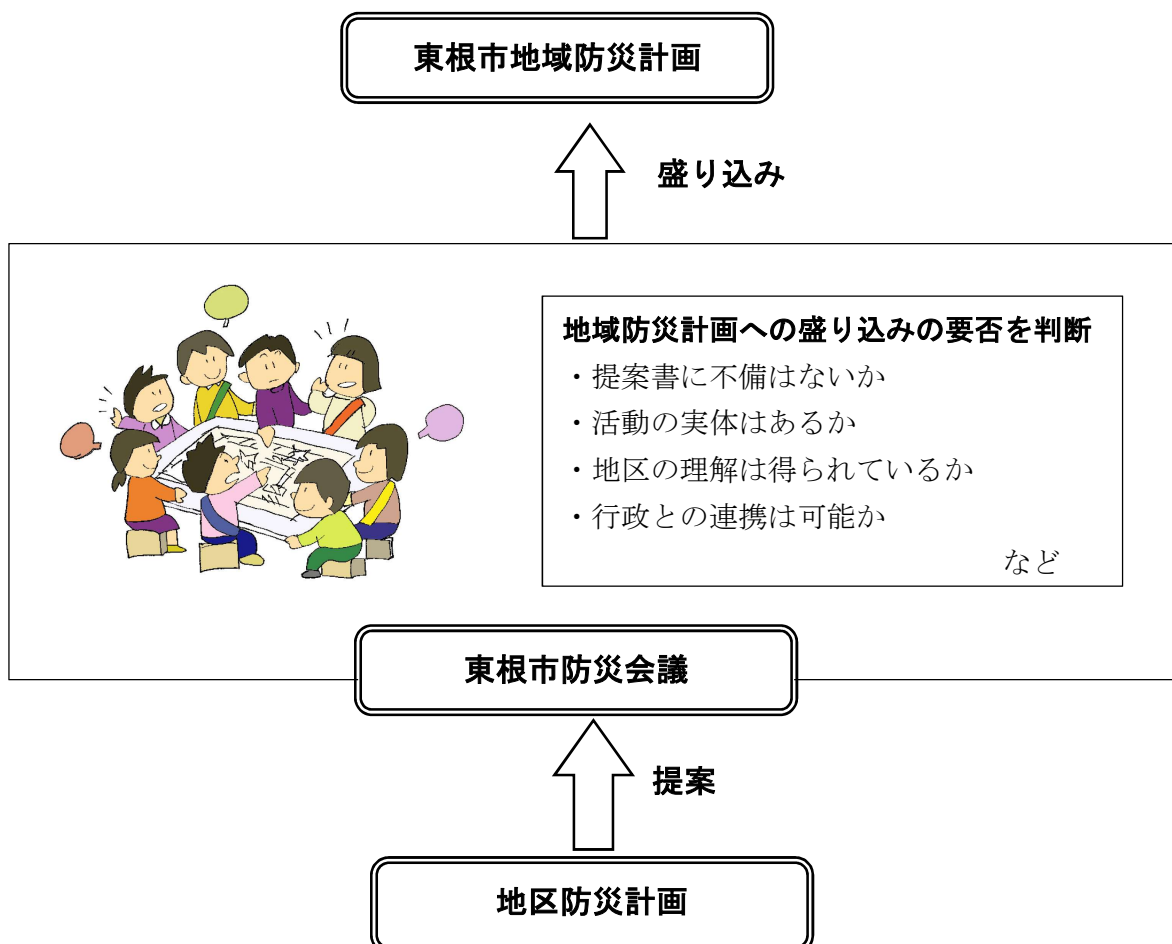
3 地区防災計画の提案について

市の防災会議に対して、策定した地区防災計画（素案）を市の地域防災計画に定めることを提案します。地域防災計画に定められることにより、市全体の活動と地区居住者等との連携が図られ、地域防災力の底上げに繋がります。

(計画提案の手続きにつきましては、東根市総務部危機管理室に御相談ください。)

(計画提案制度)

地区居住者等が共同して、市防災会議に地区防災計画の提案を行う制度。



4 地区防災計画の見直し

災害時に、地区居住者などが地区防災計画に規定された防災計画を実施できるように、防災訓練を行います。訓練の振り返りを踏まえて計画の見直しを行います。

地区防災計画は、一度作成をしたら完了といったものではありません。防災訓練で活動がうまく回らなかった場合や、作成から年月を経て居住者の顔ぶれが変わった場合など、随時見直しと改善が必要となります。

災害から自分と地区で暮らす人の命や暮らしを守るために、つねに見直しや改善を行い、より実行力のある計画に育てていく、そんな思いで見直していきましょう。

5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援

「地区防災計画（案）」作成支援及び計画に基づく地区の防災訓練等実施への支援などを行います。

(1) 地区防災計画、防災マップの作成支援

地区防災計画や防災マップを作成する場合のアドバイスを行います。

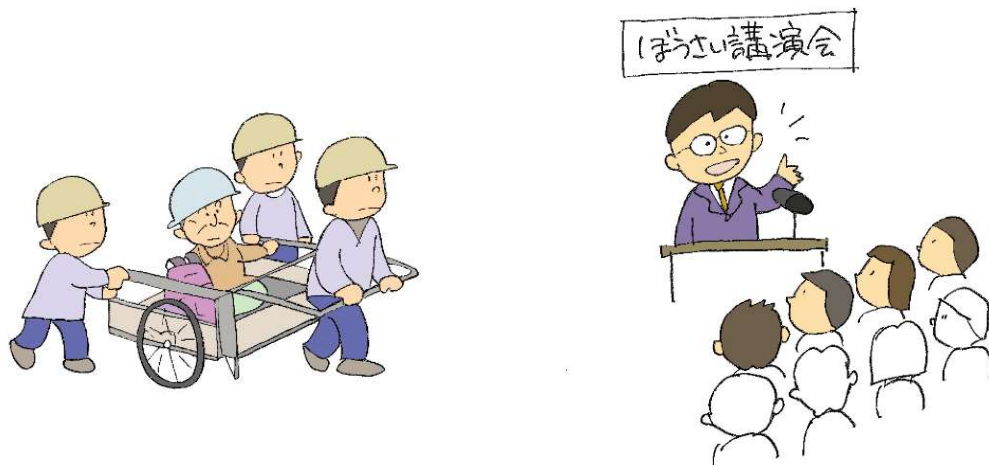
(2) 防災学習会等の開催支援

- ① 防災講話の実施
- ② 地区の防災学習会等に市職員を派遣します。

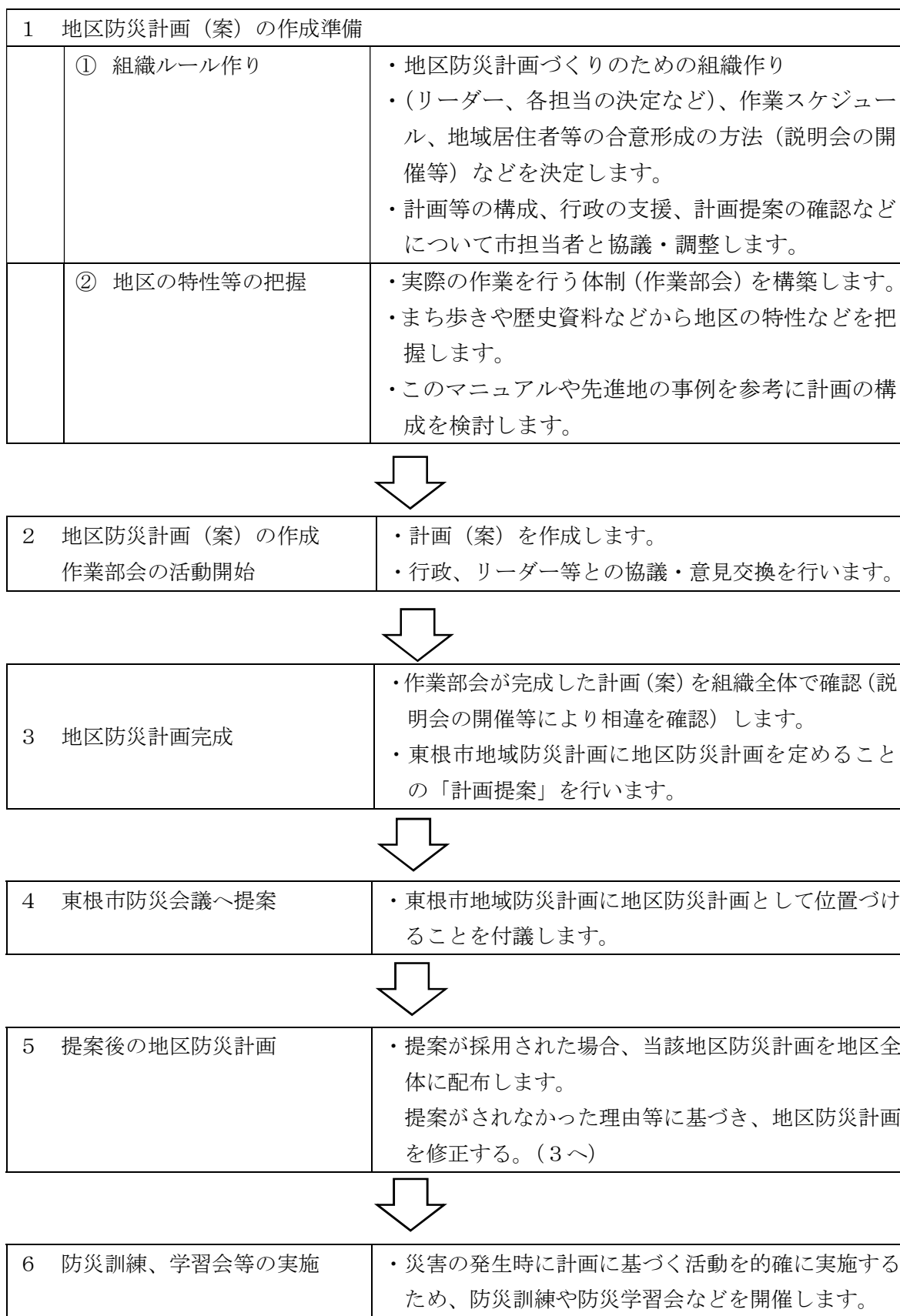
(3) 地区の防災訓練への支援

地区防災訓練の実施に市職員を派遣し、訓練の進行等についてアドバイスを行うとともに、地区と行政との連携についても協力します。

また、賞味期限が迫った備蓄食糧等を防災訓練等で、活用していただくことにより有効活用を図ります。



地区防災計画の作成行程例



市民の皆さんの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生した際に、発災直後の市民の皆さんの初動期の行動が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要です。

お住いの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための家庭ごとの取組（自助）や地区全体での取組（共助）をあらかじめ計画として定め、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

今回作成しました、「地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んでいただくことをお願いいたします。



東根市地区防災計画マニュアルは市のホームページに掲載しています。
(東根市ホームページURL <http://www.city.higashine.yamagata.jp>)

【このマニュアルに対する問い合わせ先】

東根市役所 総務部危機管理室

〒999-3795 東根市中央一丁目1-1

TEL 0237-42-1111

FAX 0237-43-2413

Eメール kiki@city.higashine.yamagata.jp